平成２２年（フ）第２０号
兵庫県豊岡市三坂町３番８号豊岡シティパレス101号室、住民票上の住所兵庫県豊岡市妙楽寺494番地の３
破産者　藤原　千詠
１　決定年月日　平成22年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第４３９号
岩手県花巻市仲町10番14号
破産者　菊池　武道
１　決定年月日　平成22年６月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４４０号
岩手県花巻市仲町10番14号
破産者　菊池美枝子
１　決定年月日　平成22年６月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４号
岩手県釜石市浜町１丁目１番５号
破産者　吉田　　茂
１　決定年月日　平成22年６月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２１年（フ）第３２７号
茨城県土浦市中村東１丁目２番10号
破産者　菅澤　賢一
１　決定年月日　平成22年６月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１３０号
埼玉県狭山市大字東三ツ木108番地の１
シャトル新狭山203
破産者　岩崎　君雄
１　決定年月日　平成22年６月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第２９号
静岡市清水区堂林２丁目１番10号サンハイツ101、前住所静岡市清水区馬走北５番16号
狐ヶ崎ハイコーポ　A702
破産者　大月　哲夫
１　決定年月日　平成22年６月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３号
名古屋市千種区希望ケ丘２丁目３番22号　希望ヶ丘荘１棟201
破産者　木村みち世
１　決定年月日　平成22年６月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７９号
神戸市長田区平和台町２丁目５番２号
破産者　野村　忠司
１　決定年月日　平成22年６月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９号
北海道旭川市５条通15丁目1408番地の２　第３ニッケンハイツ４Ｆ402号
破産者　清和　藤雄
１　決定年月日　平成22年６月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４号
北海道旭川市春光７条８丁目５番８号
破産者　渡邊　景一
１　決定年月日　平成22年６月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４０号
北海道旭川市末広東１条13丁目２番20号
破産者　本間　隆司
１　決定年月日　平成22年６月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４１号
北海道旭川市末広東１条13丁目２番20号
破産者　本間久美子
１　決定年月日　平成22年６月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６４号
北海道上川郡当麻町４条西３丁目18番３－105号
破産者　瀧本　直人
１　決定年月日　平成22年６月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７７号
北海道紋別市南が丘町３丁目15番27号
破産者　及川千恵子（旧姓實川）
１　決定年月日　平成22年６月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４２号
北海道旭川市末広１条９丁目２番13号
破産者　神原美智子
１　決定年月日　平成22年６月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２８４号
北海道帯広市西21条南３丁目28番地３
破産者　柳谷　清司
１　決定年月日　平成22年６月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第３０５号
北海道帯広市西５条南21丁目15番地２
破産者　藤田　誠司
１　決定年月日　平成22年６月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第３５号
北海道河東郡上士幌町字上士幌東２線236番地、破産・免責申立時の住所北海道河東郡上士幌町字上士幌東２線246番地41
破産者　松井　清美
１　決定年月日　平成22年６月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第４６９号
秋田市新屋扇町92番40号
破産者　長谷部一明
１　決定年月日　平成22年６月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部